

# 条例の見直し、実効性担保のたたき台

## 条例の見直し、実効性担保

(条例の見直し)

- 1 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各状況がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく社会情勢に適合しているかを検討するものとします。
- 2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、第〇条に定める美幌町自治推進委員会（仮称）に、必要な意見を求めるものとします。
- 3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

(美幌町自治推進委員会（仮称）)

- 1 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（仮称）（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。
  - (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
  - (2) この条例の見直しに関する事項
  - (3) まちづくりの推進に関する基本的な事項
- 3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 【解説・考え方】

(条例の見直し)

この条例が社会情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。検討するにあたっては、町長から「美幌町自治推進委員会（仮称）」へ諮問することとしています。

なお、検討の期間を「4年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも1回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することは当然のことです。

(美幌町自治推進委員会（仮称）)

条例の制定・施行後は、その目的が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、その進捗を管理することが重要です。

条例を実効性あるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進捗管理を図るため、自治推進委員会（仮称）を設置するものです。

なお、推進委員会の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例の委任を受けて、規則で定めることとしています。

### 【町民会議では】

社会情勢の変化に対応し、必要に応じて条例の内容を見直す規定を設けることについては、特段の異議はありませんでした。見直しの期間についても、条文上は4年を超えない期間としていますが、必要であればその都度内容を検討のうえ、適宜条例を見直すことが必要であることが議論されました。

また、条例の実効性あるものにするために、町民側からの外部の視点での評価、点検が必要であり、推進委員会（仮称）のような第三者機関を設置して、条例の運用状況、条例の修正の必要性等を検討してもらう必要があることが議論されました。